

家計急変による授業料減免の申請について

自然災害または火災、家計支持者の死亡・行方不明により授業料の納付が困難な場合には、授業料を免除する制度があります。

対象者となる状況

- ・自然災害または火災等により、学生の家計支持者または学生が現に所有し、かつ居住している家屋で半壊以上の被害が発生した場合(り災証明書により証明できるものに限る)
- ・学生の主たる家計支持者(父母のいずれかで、当該学生を扶養している者または父母に代わって当該学生を扶養している者)の死亡または行方不明。(死亡診断書または行方不明者届出受理証明の提出できるものに限る)

対象となる授業料

免除申請日が納付期限以前で、かつ未納付の授業料(半期分)

免除額

全額免除(半期1回限り)

審査基準

- ・災害被災の場合:り災証明書により確認
 - ・家計支持者の死亡・行方不明の場合:死亡診断書又は行方不明者届出受理証明により確認
- 成績審査、所得審査は行わない

申請期限

それぞれの事実発生から、原則 6ヶ月以内

ただし、新入生(編入学含む)については、入学前1年間(4月1日入学の場合、前年4月1日から当年3月31日まで)に発生したのも対象とする。

申請について

家計が急変した場合には、学生課にご相談ください。

学生課 授業料減免担当

Email: fudai_genmen [at] ao.osakafu-u.ac.jp [at] の部分を@と差し替えてください。